

令和3年6月21日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和3年6月21日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委員 長

菅 原 善 幸 副委員 長

今 野 恭 一 委 員

曾 我 ミ ヨ 委 員

鎌 田 礼 二 委 員

土 見 大 介 委 員

出席議長団（1名）

伊 藤 博 章 議 長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	佐 藤 洋 生
市民総務部長	荒 井 敏 明	市民総務部 政策調整監	佐 藤 俊 幸
市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 兼産業環境部次長	草 野 弘 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 五 智 美
市民総務部 危機管理監	井 上 靖 浩	市民総務部次長 兼 政 策 課 長	長 峯 清 文
市民総務部 総 務 課 長	鈴 木 康 弘	市 民 総 務 部 財 政 課 長	高 橋 数 馬
市民総務部 税 務 課 長	木 皿 重 之	市 民 総 務 部 市 民 安 全 課 長	小 林 史 人
市民総務部 秘書広報課長	扇 谷 剛 四	市 民 総 務 部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	伊 藤 勲
教育委員会 教 育 長	吉 木 修	教 育 委 員 会 教 育 部 長	阿 部 徳 和
教育委員会教育部 教育総務課長	佐 藤 聡 志	教 育 委 員 会 教 育 部 学 校 教 育 課 長	白 鳥 武

教育委員会教育部  
生涯学習課長  
兼生涯学習センター館長

鈴木 和賀子

教育委員会教育部  
市民交流センター館長

佐藤 達也

選挙管理委員会  
事務局長

木村 雅之

監査事務局長

山本 哲也

---

事務局出席職員氏名

事務局長 川村 淳

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係主査 工藤 貴裕

---

会議に付した事件

議案第44号 塩竈市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例

議案第46号 塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 令和3年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても、感染症対策の徹底にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第44号「塩竈市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」、議案第45号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、議案第46号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第44号ないし第46号、第49号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、議案第44号「塩竈市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」など、計4案件であります。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 それでは、財政課から、議案第44号について、ご説明いたします。

該当ページにつきましては、資料No.5、議案書の1ページから5ページ、資料No.9、議案資料の1ページから8ページとなります。説明につきましては、資料No.9の議案資料の8ページでご説明いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号塩竈市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

1番、概要についてですが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続オンライン法が改正され、原則オンライン化が掲げられました。本市におきましても、

デジタル化を推進していくために、所要の改正を行うものでございます。

2番、法律改正の主な内容ですが、(1)にありますとおり、法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)に変更されてございます。

(2)行政手続のオンライン実施を原則化、(3)本人確認や手数料納付のオンライン化などとなっております。

3番、条例の改正内容についてです。法律の改正内容に準じ条例改正を行います。主な内容ですが、まず名称を、塩竈市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に変更いたします。(2)として、行政手続のオンライン化の推進、(3)オンラインでの本人確認、(4)手数料の電子納付、(5)情報連携による添付書類の省略、(6)情報通信技術利用のための能力などの格差是正となっております。これらを本市としても今後進めていくことによりまして、デジタル化を推進してまいります。

4番、施行日につきましては、令和3年9月1日でございます。

財政課からの説明は以上となります。

○志子田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 それでは、税務課より、議案第45号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」及び議案第46号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

まずは、議案第45号でございます。

資料No.5の令和3年度第2回塩竈市議会定例会議案の6ページ、また、資料No.9、第2回市議会定例会議案資料の9ページから12ページが該当となりますが、主に、資料No.9、議案資料の12ページでご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、提案理由でございます。資料No.5の令和3年度第2回塩竈市議会定例会議案の6ページをご覧ください。下のほうに、提案理由については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、次に、資料No.9、議案資料の12ページをご覧ください。

1の概要についてでございますが、令和3年度税制改正に伴い、本市の市税条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しについてござ

います。所得税における扶養控除について、その対象となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人住民税の均等割、所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を所得税と同様にするものであります。

それでは、下の図にある扶養控除における国外居住親族の見直しイメージ図をご覧ください。

箱で取り囲んでいる内容については、30歳以上70歳未満の国外居住親族は、次の者を除き、扶養控除の適用対象外と記載しております。次の者ですが、①留学により、国内に住所及び居所を有しなくなった者、②障がい者、③年間38万円以上の仕送りを受けている者となっております。

なお、箱の下には、改正前、改正後のイメージ図を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、(2)の医療費控除の特例に係る適用期限の延長でございます。令和4年度までの時限措置により適用するセルフメディケーション税制、いわゆる特定の医薬品購入額の所得控除制度でございますが、この適用期限を5年延長し、令和9年度までとするものでございます。

3の施行日でございます。(1)の個人住民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しについては、令和6年1月1日、(2)の医療費控除の特例に係る適用期限の延長については、令和4年1月1日が施行日となります。

なお、資料No.9の9ページから11ページには、条例改正の新旧対照表が記載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

議案第45号につきましては、以上となりますので、よろしくご審査のほどをお願いいたします。

では次に、議案第46号でございます。

資料No.5の令和3年度第2回塩竈市議会定例会議案の7ページ、また、資料No.9の第2回市議会定例会議資料の13ページから16ページとなりますが、主に、資料No.9、議案資料の15ページから16ページでご説明いたします。

まずは、提案理由でございます。資料No.5の令和3年度第2回塩竈市議会定例会議案の7ページをご覧ください。下のほうに提案理由が記載してございます。提案理由は、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、復興産業集積区域を特定復興産業集積区域に改正する

とともに、その区域において、対象施設等を新設または増設した事業者等に対する固定資産税の課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、資料No.9、議案資料の15ページをご覧ください。

1の概要についてでございます。本市では、塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例によりまして、東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に定めた復興産業集積区域内において、令和3年3月31日までに対象施設等を新設または増設した事業者に対し、固定資産税の課税免除を実施してきましたが、東日本大震災復興特別区域法等の一部改正に伴い、復興産業集積区域から特定復興産業集積区域への対象区域の変更、及び固定資産税の課税免除の適用期限の延長を行うものでございます。

2の改正の主な内容でございます。表をご覧ください。

まず条例名が、改正後、特定という言葉が入りまして、塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例というようになります。

続きまして、対象区域でございますが、改正前は、民間投資促進特区、千賀の浦観光推進特区を併せて復興産業集積区域としておりましたが、改正後、民間投資促進特区のみとなり、特定復興産業集積区域となります。

続きまして、適用期限につきましては、改正前は令和3年3月31日まででしたが、改正後は令和6年3月31日までとなります。

3の課税免除の内容でございます。表をご覧ください。

対象者は、復興推進計画に定めた業種で、令和6年3月31日までの間に市の指定を受けた者となります。

対象資産につきましては、対象者が指定内容に基づき、特定復興産業集積区域内に新設または増設した、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地となります。

免除期間につきましては、新たに固定資産税が課されることとなった年度以降、5年間となります。

最後に、その他でございますが、課税免除の結果生じた減収に対しましては、震災復興特別交付税により、全額国からの減収補填されるものでございます。

16ページをご覧ください。

4の区域図でございます。条例の改正により特定復興産業集積区域となった地域は、深緑色と水色の斜線部を除いた地域となりますので、ご参照していただければと思います。

それでは、資料No.5、令和3年第2回塩竈市議会定例会議案の7ページをご覧ください。

7ページには、附則というものがございます。そちらの附則をご覧ください。施行日につきましては、公布の日から施行いたしますが、改正後の本条例の規定につきましては、令和3年4月1日から適用することとなります。

なお、資料No.9の13ページから14ページには、条例改正の新旧対照表が記載されておりますので、後ほどご参照ください。

議案第46号につきましては、以上となりますので、ご審査のほど、よろしく願いいたします。

税務課からは以上でございます。

○志子田委員長 扇谷秘書広報課長。

○扇谷市民総務部秘書広報課長 続きます、秘書広報課より、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、秘書広報課所管の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.9、議案資料の48ページをお開き願います。

シティプロモーションロゴマーク作成事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1の概要でございますが、本市におきましては、今年度、市制施行80周年を迎えますことを記念をいたしまして、豊かな地域資源を誇る本市の魅力を市内外に広くアピールをしていくため、今後の都市イメージの向上やシティーセールスプロモーション等に活用するため、シティープロモーションロゴマークを広く募集し、作成をするものでございます。

次に、2の事業内容でございます。

(1)の募集先につきましては、プロ、アマを問わず、全国から幅広く募集をいたします。

(2)の選定方法につきましては、デザインに精通する方を含む有識者による塩竈市シティプロモーションロゴマーク選定委員会を設置をいたしまして、選考を行ってまいります。

(3)の賞の内容につきましては、ロゴマークといたしまして採用する最優秀賞が1点、以下、優秀賞と佳作を数点ずつ。そして、市民からの募集に対しましては、市民特別賞といたしまして数点設けさせていただきます、多くの方々に関心を持っていただくよう取り組んでまいります。

(4)の活用方法につきましては、市民の皆様にご認識いただくため、ロゴマークのステッカーやポスター等を作成をいたしまして、各種媒体による広告や各種イベント等で周知させていただきますとともに、営利、非営利を問わず、幅広く活用されるよう取り組んでまい



ります。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費につきましては100万円を計上させていただいております。なお、財源につきましては、一般財源となっております。

続きまして、本事業に係ります補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料No.7、令和3年度一般会計・特別会計補正予算説明書をご用意いたします。資料の7ページないし8ページをお開き願います。

上のほうからになります。第2款総務費第1項総務管理費第2目文書広報費におきまして、8ページに記載の広報事業といたしまして、第7節報償費で、各種入賞作品に対します賞品並びにロゴマーク選定委員に対する謝金といたしまして40万円、第10節需用費では、事業実施に伴います事務用消耗品並びにロゴマーク広告用のステッカー及びポスターの印刷製本代といたしまして60万円、合わせまして100万円を計上してございます。

恐れ入りますが、再度、資料No.9の議案資料の48ページにお戻りをいただきたいと思っております。

続きまして、4の今後の予定でございます。補正予算をお認めいただけましたならば、8月よりロゴマークの募集を行いまして、10月にロゴマーク選定委員会におきまして選定を行いまして、11月23日の市制施行80周年の記念式典にて、各賞の発表と表彰を行う予定としてございます。その後、資料には令和4年1月から活用開始と記載をさせていただいておりますが、市制施行80周年の式典後、速やかに活用してまいりたいというふうを考えてございます。

秘書広報課に係ります補正予算の内容につきましては、以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 市民安全課から、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民安全課所管分について、ご説明いたします。

資料No.7と資料No.9をご用意ください。

まずは、資料No.9、49ページをお開きください。

ライフイベント記念事業（第2弾）についてでございます。

1の概要ですが、市制施行80周年を記念し、将来的な子育て世代の増加や定住促進を目的として、オリジナルの婚姻届の作成や記念撮影用ブースの整備に取り組んでまいりましたが、今回、これらの事業に加えまして、新たに、市民になられますお子様のお誕生をお祝いするため、オリジナルの出生届や記念撮影用の背景スクリーンの作成をしようとするものでござ

います。

2の対象ですが、本市へ出生届を提出されたご家族の方でございます。

3の事業の内容でございますが、(1)として、本市オリジナルの出生届を作成し、配付いたします。(2)といたしまして、オリジナルデザインの記念撮影用背景スクリーンを作成し、正面玄関のフォトスタジオに設置いたします。(3)といたしまして、記念撮影用背景スクリーンをバックに撮影したご家族の写真を出生届に印刷し、証書フォルダーに入れて、ご家族に進呈いたします。(4)といたしまして、市民安全課窓口担当の職員が着用する記念事業のPR用のジャンパー等、ユニホームを作成いたします。

4の事業費及び財源内訳ですが、補正事業費は22万7,000円で、財源内訳は一般財源でございます。

5の今後の予定でございますが、補正予算をお認めいただければ、7月にオリジナルの出生届、記念撮影用背景スクリーンを作成し、8月から事業を開始する予定でございます。

次に、資料No.7をご用意ください。

歳出予算でございますが、資料No.7の7ページ、8ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第10節需用費へ16万6,000円を、また、第12節委託費へ6万1,000円を、ライフイベント記念事業として合計22万7,000円を計上させていただいております。

次に、コミュニティ助成事業についてでございます。

資料No.9の50ページをご覧ください。

1の概要についてですが、コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが自治宝くじの社会貢献広報活動費を財源に、町内会などによるコミュニティー活動の充実・強化を図る事業や、安全な地域づくりを推進する事業に助成するものです。

令和3年度事業として、本市で採択を受けた助成事業の概要は、下の表のとおりで、助成事業は2件ございます。一般コミュニティ助成事業は、コミュニティー活動に必要な設備などの整備を対象とし、地域防災組織育成事業は、消防団や自主防災組織の活動に必要な整備などを対象としております。助成額は、表の範囲となっております。

2の採択の状況ですが、令和3年度は、一般コミュニティ助成事業で、大日向住宅3・4・5号棟自治会が190万円、塩竈市母子沢町内会が120万円、錦花立町内会が140万円でそれぞれ採択されており、この3町内会で合計450万円となっております。

また、地域防災組織育成事業では、芦畔町自主防災会が50万円、塩竈浦戸消防団に90万円が採択され、合計で140万円となっております。

3のこれまでの経過ですが、昨年10月に県を通して本申請し、今年4月に交付決定をいただいております。

4の事業費及び財源内訳ですが、補正事業費は合計で590万円、財源内訳は、コミュニティ助成金として、同額の590万円の歳入となっております。

5の今後の予定ですが、県を通した間接補助となりますので、6月定例会で補正予算案をお認めいただければ、採択町内会などと相談しながら、7月から事業を始める予定となっております。

続きまして、資料No.7に変更になります。資料No.7の予算説明書、7ページ、8ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出予算から説明いたします。

一般コミュニティ助成事業については、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助及び交付金へ、コミュニティ助成金として450万円を計上しております。

次に、同じ資料の19ページ、20ページをご覧ください。

地域防災育成助成事業については、第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費第17節備品購入費に90万円、同じく、第3目防災費第18節負担金補助及び交付金に50万円を計上し、合計で140万円となります。

次に、歳入となります。同じ資料No.7になります。3ページ、4ページをご覧ください。

3ページの真ん中から下になりますが、第21款諸収入第4項雑入第7目雑入第2節雑入へ、歳出の合計金額と同額の590万円を自治総合センターからの助成金として計上しております。

市民安全課からは以上でございます。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 続きまして、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課に係る4件、ご報告いたします。

まずは、学校給食ふるさと食材支援事業についてでございます。

資料No.9の第2回市議会定例会議案資料、72ページをお開きください。

学校給食ふるさと食材支援事業について、1、概要でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等により、影響を受けた地域食材である水産練り製品及び関係する

学校給食納入業者の支援、並びに地域食材についての児童生徒の理解を深めるため、市内小中学校の学校給食に水産練り製品を活用したメニューを提供するものでございます。

2の事業内容ですが、外出自粛等による観光客への販売減を踏まえ、かまぼこ等のお土産用水産練り製品を活用したメニューの提供を行い、提供時には、子供たちに歴史と文化を伝える食育事業を行います。小中学校の学校給食に水産練り製品を活用したメニューを提供、各学校3回。対象としましては、児童生徒、あと学校職員、約4,000名としております。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費が320万円、財源内訳は、国支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金320万円でございます。

4、今後の予定ですが、本補正予算をお認めいただきましたら、令和3年7月から学校給食で水産練り製品を活用したメニューを提供し、私会計でございます学校給食費へ当該食材購入費用を全額補助いたします。これを年内に3回実施予定としております。

次に、歳入歳出でございます。

恐れ入りますが、資料No.7の令和3年度補正予算説明書、21ページ、22ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費、補正額208万円。節について、第18節負担金補助金及び交付金に208万円。これは、その他団体等事業補助金として、小学校分の学校給食費へ補助するものでございます。

同様に、中学校分ですが、第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費、補正額112万円。節は、第18節負担金補助金及び交付金に112万円。これも、その他団体事業補助金として、中学校分の学校給食費へ補助するものでございます。

続いて、歳入でございます。同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の補正額1億7,716万8,000円のうち、4ページの説明欄にあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうちの320万円でございます。

続きまして、小中学校大型提示装置整備事業についてでございます。

資料、恐縮ですが、資料No.9にお戻りいただきまして、第2回市議会定例会議案資料、73ページをお開きください。

小中学校大型提示装置整備事業について、1の概要でございます。現在も続くコロナ禍の中で、今後を見据え、オンライン授業やソーシャルディスタンス確保のための分散授業等において活用する大型提示装置を整備し、GIGAスクール構想を含め、学校の情報教育を推進していくための情報機器の基盤を整え、円滑な遠隔授業等の実施により、子供たちの学びの保障を図るものでございます。

2の事業内容でございます。大型提示装置、大型液晶モニター55インチ以上及びスタンドを整備するものでございます。小学校32台、中学校27台、計59台でございます。これは、文部科学省、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画、2018年から2022年度における、大型提示装置の目標水準、1校当たり各普通教室1台、特別教室6台を達成するため、未整備の59教室に配置しようとするものでございます。右の図が大型提示装置及びスタンドのイメージでございます。

3の事業費及び財源内訳でございます。事業費は1,170万円、財源内訳は、国支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,170万円でございます。

4の今後の予定ですが、本補正予算をお認めいただきましたら、令和3年7月から購入契約手続、10月に納品、設置、11月には使用を開始したいと考えております。

次に、歳入歳出でございます。

恐れ入ります。資料No.7、令和3年度補正予算説明書、21ページ、22ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第2項小学校費第2目教育振興費、補正額734万7,000円。このうち、節の第17節備品購入費の634万7,000円でございます。これは、学校用備品として、小学校の大型提示装置分でございます。

同様に、中学校分は、第10款教育費第3項中学校費第2目教育振興費、補正額535万3,000円。節は、第17節備品購入費として535万3,000円でございます。

続いて、歳入でございます。同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、1,170万円分でございます。

続きまして、塩竈市立第二小学校壁画アートプロジェクトについてでございます。

資料№.9、第2回市議会定例会議案資料の74ページをお開きください。

塩竈市立第二小学校壁画アートプロジェクトについて、1の概要でございます。市制施行80周年を記念し、未来の芸術・文化を支える人材育成と、芸術に親しみ作成する楽しみを味わうきっかけづくりとして、塩竈市立第二小学校に壁画アートを作成するものでございます。

2の事業内容でございます。同校の管理教室、特別教室棟北側の児童用昇降口の外壁に、同校児童と美術関係者等、これについては、現在、実際に活躍しているアーティストを呼びたいと思っております。とワークショップ等を行いながら、共同で壁画を作成します。なお、作成に当たっては、美術関係者に監修等を委託しながら、壁画制作の環境を整えるものでございます。

なお、アーティストとの共同作業による貴重な芸術発表の機会、そして、職業観を養う機会として、地元、塩釜高校の美術部をはじめとした高校生の参加も予定しております。

3番、作成場所でございます。左側の配置図にあります、赤枠で囲まれた壁画作成場所でございます。この昇降口は、方角は北向きで、また、管理教室、特別教室棟と、配置図上は上側に学校の体育館等の施設、右側の斜面は林に囲まれており、市内の小中学校の中で最も日差しが差し込みにくい場所となっております。右側が現況写真です。このたびのアートプロジェクトにより、子供たちを明るく元気づける昇降口にしたいと考えております。

4番の事業費及び財源内訳でございます。事業費は100万円、財源は一般財源でございます。

5の今後の予定でございます。本補正予算をお認めいただきましたら、令和3年7月に関係者協議、監修等の委託契約締結、8月から原画デザイン案の作成、10月から描画作業、市制施行80周年となる11月には完成させたいと考えております。

次に、歳出予算についてでございます。

資料№.7の令和3年度補正予算説明書、21ページ、22ページをお開きください。

第10款教育費第2項小学校費第2目教育振興費、補正額734万7,000円。このうち、節が第10節需用費の20万円。これは、壁画作成に当たり、ワークショップや描画作業で使用する塗料、道具等の消耗品費でございます。また、第12節委託料80万円でございます。これは、壁画作成に当たり、子供たちへの指導やデザイン構成を担当するアーティストの確保、描画作業の支援等、壁画作成全般の監修に係る業務委託料でございます。これらを合わせまして、壁画アートプロジェクトとして100万円でございます。

最後に、小中学校新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業についてでございます。

資料No.9の第2回市議会定例会議案資料、78ページをお開きください。

小中学校新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業について、1の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症対策が引き続き求められる中で、本市で進めている小中一貫教育の学びの共同体による授業づくりのグループ学習等において、感染症対策を徹底しながら円滑に進めるために必要な備品を整備するものでございます。

また、地域の感染状況を踏まえ、感染者発生時に学校全体の消毒等を専門業者により行い、学校での感染拡大防止を図るものでございます。

2の事業内容でございます。

(1) 児童生徒の感染予防用机上飛沫防止ガードの設置ですが、1人1枚、合計3,539枚を設置する予定です。これは、学びの共同体による授業づくりにおけるグループ学習などの際に活用し、感染症対策の向上を図るものです。真ん中の図がグループの共同的学びの机の配置例、右側の図は机上飛沫防止ガードのイメージでございます。

(2) 専門業者による消毒業務委託です。対象は市内の小中学校、作業範囲は各教室、廊下、トイレ、体育館等で、感染の状況に応じて設定いたします。

3、事業費及び財源内訳でございます。事業費は1,027万8,000円、財源内訳は、国支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,027万8,000円でございます。

4の今後の予定ですが、本補正予算をお認めいただきましたら、令和3年7月に児童生徒の感染予防用机上飛沫防止ガードの購入契約、8月に学校配備したいと考えております。

なお、専門業者による消毒業務委託は、随時、市内小中学校で感染者が発生した際に実施したいと考えております。

次に、歳入歳出でございます。

資料No.7の令和3年度補正予算説明書、21ページ、22ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費、補正額1,027万8,000円。このうち、節が第10節需用費の247万8,000円、これは感染予防用の机上飛沫防止ガード分でございます。第12節委託料の780万円、これは専門業者による消毒清掃業務委託分でございます。

続いて、歳入でございます。同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、1,027万8,000円でございます。

教育総務課からは以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○志子田委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生涯学習課に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.9、第2回市議会定例会議案資料、75ページをお開きください。

文化芸術活動継続支援事業についてでございます。

1の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、文化芸術の活動の機会が減ったアーティストと鑑賞の機会が減った市民に対し、文化芸術の発表の場を提供するための支援を行い、芸術文化の力で市制施行80周年の本市に元気を取り戻す事業を本年度も開催いたします。

本年度は、申請のありました団体、個人に対し、審査の上、上限額は1事業につき50万円を上限に、6団体に事業補助を行うものでございます。

補助交付対象となる事業の要件についてですが、申請者自らが主催者となって行う文化芸術活動で、感染拡大防止策が十分に講じられておるものという条件を満たすものになります。今年度は、市民等の鑑賞または参加の機会が安全に広く提供されるという観点から、オンライン配信等を条件とさせていただいております。

実施期間は、令和3年度9月1日から令和4年度3月31日まで。

交付対象者は、本市在住、在勤、在学の個人または団体。本市在住以外で、本市で活動実績がある個人または団体とさせていただいております。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費300万円、財源内訳といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金300万円でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、資料No.7、21ページ、22ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費第18節負担金補助及び交付金としまして、補正額300万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きお願いいたします。



ページ上段、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金といたしまして、補正額1億7,716万8,000円のうち、300万円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として計上させていただいております。

次に、また議案資料No.9にお戻りいただきたいと思います。資料No.9、75ページでございます。

4番、今後の予定でございます。こちら、予算がお認めいただきましたら、令和3年8月に募集を開始し、9月に申込み締切り、審査、審査結果通知を行いまして、本年度3月までに事業を支援したいと考えております。

文化芸術活動継続支援事業については、以上でございます。

続きまして、同資料、76ページをお開きいただきたいと思います。

あなたの夢応援プロジェクトについてでございます。

1の概要でございますが、未就学児から二十歳未満の市民が抱く、誰かのためや周りを笑顔にする夢の実現に向けて、市制施行80周年を迎える本市がその実現をサポートさせていただきたいと考えております。コロナ禍の中で、子供たちが抱くほほ笑ましい夢、頼もしい夢の形成への過程を動画で記録、配信し、市民の励ましとなることを目的とさせていただきます。

2、事業内容についてですが、申請のありました夢に対し、その夢を実現するため、庁内のプロジェクトチームがサポートを行います。夢の実現に向けて取り組む内容とその過程は、動画で記録、配信させていただきたいと考えております。

サポートの内容については、夢の実現に効果的なものを申請者とプロジェクトチームで話し合い、検討させていただきます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費100万円、財源内訳といたしましては、一般財源として100万円でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、資料No.7、21ページ、22ページをお開きいただきたいと思います。

第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費としまして、補正額400万円のうち、第10節需用費100万円をお願いするものでございます。

次に、また議案資料No.9にお戻りいただければと思います。資料No.9、76ページでございます。

4番、今後の予定でございますが、令和3年7月に教育委員会内に夢応援若手プロジェクト

チームの発足、各種スキームの企画、実施体制、選定条件などを検討し、夢を募集させていただきたいと考えております。8月の審査会を経て、9月に当選者との協議、10月から夢の実現に向けた計画づくり、撮影、実施、公開などを行っていきたいと考えております。

あなたの夢応援プロジェクトについては、以上でございます。

続きまして、同資料、77ページをお開きください。

ふれあいエスプ塩竈の天井等修繕についてでございます。

1の概要でございますが、令和3年4月29日の暴風雨等の影響でふれあいエスプ塩竈の屋上防水シートが剥離いたしまして、大量の雨水が天井に浸水し、自然排水できなくなったことによりエスプホール等天井材の一部が落下、浸水いたしました。利用者の安全を確保し、被害箇所の拡大を防止するため、早期修繕を行うための補正予算を計上するものでございます。当該事業については、緊急性が高く、既存予算を活用しまして令和3年5月21日までに修繕を行っております。

2の修繕内容についてですが、屋上防水シートの補強、防水工、天井落下・浸水箇所の撤去、修繕となっております。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費264万2,000円、財源内訳といたしましては、地方債といたしまして、社会教育施設整備事業190万円、一般財源74万2,000円でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、資料No.7でございます。資料No.7をお開きいただきたいと思います。21ページ、22ページでございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第4項社会教育費第7目ふれあいエスプ費、補正額264万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

ページ最下段から次ページにかけまして、第22款市債第1項市債第5目教育費、第3節社会教育施設債としまして、6ページ上段に補正額190万円を社会教育施設整備事業として計上しております。

お手数ですが、次に、また議案資料No.9にお戻りいただきたいと思います。資料No.9、77ページでございます。

4番、主な被害状況でございます。左側が屋上の防水シートが剥離した様子、また、右側に

については、雨水が室内の石膏ボードにしみ込んで、一部が落下した様子でございます。

今後とも丁寧に施設の点検を行いながら、利用者の安全を図ってまいりたいと考えております。

ふれあいエスプ塩竈天井等の修繕については、以上でございます。

続きまして、資料No.9、第2回市議会定例会議案、85ページをお開きいただきたいと思います。

塩釜ガス体育館観覧席天井などの修繕についてでございます。

1の概要でございますが、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震で、塩釜ガス体育館のメインアリーナ2階、観覧席天井材の一部が破損いたしました。塩釜ガス体育館利用者の安全を確保するため、落下防止、補修等が必要な箇所の修繕を行うものでございます。

2の修繕内容につきましては、天井石膏ボードの落下防止、修繕でございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費88万円、財源内訳としましては、地方債としまして、国の単独災害復旧費80万円、一般財源8万円でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、資料No.7をお開きいただきたいと思います。こちらの23ページ、24ページをお開きください。

歳入歳出の詳細につきましては、資料、23ページ、説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第11款災害復旧費第4項教育施設災害復旧費第1目社会教育施設災害復旧費第10節需用費、修繕料として、補正額88万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料、戻りまして、5ページ、6ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第9目災害復旧債補正額3億9,450万円のうち、80万円を単独災害復旧費として計上しております。

次に、また議案資料No.9にお戻りいただきたいと思います。資料No.9、85ページでございます。

4番、今後の予定でございます。令和3年7月に契約手続、修繕着手、完了をしたいと考えております。

5番の被害状況についてですが、左側がメインアリーナ2階の観覧席の上部に、右側の写真のような石膏ボードの破損が観覧席四隅に見られまして、今回はこの落下を防止し、安全に

利用していただくよう整備させていただきたいと考えております。

塩釜ガス体育館観覧席天井の修繕については、以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 佐藤市民交流センター館長。

○佐藤教育委員会教育部市民交流センター館長 議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民交流センター分の予算について、ご説明いたします。

資料No.7の補正予算説明書と資料No.9の議案資料をご用意いたします。

初めに、資料No.9、議案資料の84ページをお開きください。

壺番館庁舎市民交流センター空調設備復旧工事について、ご説明いたします。

1の概要ですが、令和3年2月13日発生 of 福島県沖地震により破損し、現在、冷房運転が不能となっている壺番館屋上にあります空調設備の復旧工事を行うものとなります。

私からは、この資料において市民交流センターに関する部分について、ご説明をさせていただきます。

2の被害状況と事業内容ですけれども、②冷却塔及び③空冷チラーが内部全損のため、撤去、新設し、設備の更新を行うものとなります。位置図の②と③が更新する箇所となります。

3の事業費及び財源内訳は、表のとおり、交流センター部分の事業費4,000万円につきましては、全額単独災害復旧債を見込む内容となります。

なお、丸印以降のとおり、令和3年度当初予算に計上いたしました歳入予算、社会教育施設債3,000万円及び歳出予算、第10款の工事請負費4,000万円につきましては、今回組替えを行うため、減額補正を行っております。

次に、予算計上内容について、歳出予算からご説明いたします。

資料No.7の補正予算説明書、23、24ページをお開きください。

第11款災害復旧費第4項教育施設災害復旧費第1目社会教育施設災害復旧費について、24ページの事業内訳欄に市民交流センター災害復旧費としまして、工事請負費の4,000万円を計上しております。

1ページお戻りいただきまして、21ページ、22ページをご覧ください。

第10款教育費第4項社会教育費第6目市民交流センター費につきましては、当初予算に計上いたしました工事請負費4,000万円を減額する内容となります。

次に、歳入予算をご説明いたします。5ページ、6ページにお戻りください。

第22款市債第1項市債第9目災害復旧債第2節単独災害復旧債3億3,600万円のうち、4,000万円が市民交流センター分となるものでございます。

1ページお戻りいただきまして、3、4ページをご覧ください。

最下段、第5目教育債につきましては、4ページの説明欄のとおり、当初予算に計上いたしました3,000万円を減額する内容となります。

なお、資料No.6、議案資料の5ページには、地方債補正といたしまして、単独災害復旧債の追加と市民交流センター改修事業の変更を計上いたしておりますので、こちらは後ほどご参照願います。

市民交流センターの補正予算説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして、一般会計補正予算のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

資料につきましては、今、市民交流センターと同様の資料で、資料No.9、議案資料の84ページになります。

今、ご説明しました市民交流センターと同様に、壱番館庁舎の1階から3階の庁舎部分について、現在、冷房が使用できない状態になってございます。冷却塔を撤去、新設する内容でございます。財政課分として1,600万円を計上しております。

続きまして、予算書の説明になります。恐れ入りますが、資料No.7の補正予算説明書、23ページ、24ページをお開き願います。

ただいまご説明いたしました壱番館庁舎災害復旧のための歳出予算ですが、下のほうになります。第11款災害復旧費第5項第1目に、工事請負費として1,600万円を計上してございます。そのほか、同じ目の事業内訳欄にあります、本庁舎災害復旧費130万円を計上してございます。本庁舎各階のひび割れ等を復旧する予算となっております。

続きまして、財源となる歳入につきまして、同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

市債、第22款第1項第9目災害復旧費のうち、単独災害復旧債を1,600万円充当するものでございます。

続きまして、今回の補正予算に係ります所要一般財源をご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

中段にございます、第19款繰入金第1項第1目財政調整基金繰入金を4,431万3,000円増額補正するものでございます。財政調整基金繰入金につきましては、今回の6月補正予算に係ります所要一般財源として、必要額について、基金から繰り入れるものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 感染症対策のため、暫時休憩いたします。再開は11時05分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時04分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

委員各位の発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。菅原委員。

○菅原委員 それでは、私から何点か質疑させていただきます。

また、昨日のオリンピックの聖火、大変ご苦労さんでございました。

それでは、私から、資料No.9、全て資料No.9からちょっと質疑させていただきますので、よろしく願いします。

まず初めに、議案第44号の8ページにございます、塩竈市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてから、質疑させていただきます。

いよいよ今年の9月1日から条例が改正になって、行政手続がオンライン化が開始されるわけでございますけれども、そこで、2月の定例会でも、私、施政方針に対する質問で取り上げました。今回の条例の改正の中で、第9条と、それから第10条で、第9条ではオンラインを利用するための格差を是正ということと、第10条ではシステムの整備計画ということで、これ2つ、私も大変重要に思っておるわけでございますけれども、この中で、どのように今後取り組んでいかれるのか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○志子田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 国では、今、自治体DX推進計画というものが進められております。本市におきましても、同様に、デジタル化を推進していくという取組を今後、組織体制も含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

そういう中で、今年の夏頃に、国で自治体DX推進計画の手順書というものが示されます。それに基づきまして、市においても、今後、想定される国のガバメントクラウドによる標準化や共通化、そういったものも含めながらオンラインの検討も進めていきたいというふうに思っております。その中で、その格差是正等についても検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

8月に国からの提示があるということでございますけれども、やはりこの能力の格差といえますか、高齢者の方がなかなかこのオンラインに乗っていかれないんじゃないかというのはやはり懸念されるわけですが、そういった取組なんかは今後どのように考えられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 まず、誰にでも使いやすい環境整備するということが大切なのではないかというふうに思っております。そこら辺の仕組みづくりをちょっと今後進めていくことになるというふうに考えてございます。

国においては、携帯ショップで、スマホ教室とかで、行政手続の講習会とか相談会を通してデジタルに触れる機会というものを創出、令和3年度も何か創出していく事業を展開していくということでございますので、そういうものも活用しながら、市民に触れ合いやすいデジタル化というものを進めていきたいというふうに考えてございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。私もこの間の委員会で、やはり高齢者に分かっていただくために町内会で出前講座とか、それから専門窓口も含めて、やはりこういう手助けを。そして、ワンストップでできるような体制もですね。これから徐々にこのオンライン化というのは、もう全てそういうふうになっていくという形で国として進められると思いますので、ぜひともそういった形でなじみやすいような環境づくりもお願いしたいと思います。

続きまして、議案第45号の12ページでございます。

塩竈市市税条例の一部改正でございますけれども、この(2)に医療費控除の特例に係る適用期限の延長とございますが、ここに記載されておりますセルフメディケーション税制、特

定の医薬品購入の所得控除制度について、これ、どのようなものなのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

○志子田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

セルフメディケーション税制というところがございますけれども、こちらのセルフメディケーション税制というのは、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康維持推進及び疾病の予防への取組として一定の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計が1万2,000円を超えるとき、その超える部分の金額について、総所得金額から控除されるものというものでございます。

ちょっと分かりづらい言い方だったので、もう少し詳しく話します。よく薬局とかで、鎮痛剤だとかいろんな薬が置いてありますけれども、その薬にセルフメディケーションの特例というふうなデザインの書かれているものがあるんです。それを1万2,000円分買っていただくと、申告で使えると、確定申告で控除として使えるというものでございます。

もう1点、間違っただけいけないものがありまして、これを使うことによって、医療費控除というのがあります。皆さんもご存じだと思うんですけれども、病院とか行って10万円以上、医療費控除というのがあると思うんですけれども、このセルフメディケーション税制を使ってしまうと、今度は医療費控除は使えなくなると。同時には使えないということだけは、忘れずにしていただければなというふうに思います。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

これ、初めて分かったんですけれども、やはり医療費控除とまた別物ということであると思うんですけれども。薬局、これ、医薬品の購入というの、なかなか皆さん常に買っているわけなんですけれども、医療費控除というのは、やはり病院に行っている部分で高額になる場合もあるし、それが1年間積み重なって、確定申告で戻ってくる。とにかく申請しなければ何も戻ってこないということだと思うんですけれども、その辺の皆さんが分かりやすいような、この控除の制度をみんなに告知していただければなと思うんですけれども、ぜひお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○志子田委員長 木皿税務課長。



○木皿市民総務部税務課長 この内容につきましては、これだけではなくて、この前の専決報告でもご報告させていただきました税制の内容につきましては、全て本市のホームページ及び広報紙にも載せさせていただきますので、市民の方には広く広報をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それから、議案第49号から行きます。

48ページのシティプロモーションロゴマーク作成事業について、ございますけれども、48ページ、本年11月23日に市制施行80周年になるわけでございますけれども、今回出された80周年に向けての議案がトータルすると10件ほどなったかなと、数えてみたらあったんですけども、結構な数で出されていると思えました。その中で、シティプロモーションロゴマークの作成事業でありますけれども、このロゴマークを全国的に募集しながら、事業で行っていく。

過去に、青山学院大学生がですね、震災後、本市の魅力の動画をユーチューブなどでやったケースがございました。私もちょっと携わっていたわけなんですけれども、そういった角度から、このシティプロモーションを行っていくわけなんですけれども、この経緯ですね。今後、どのようなロゴマークの作成に、具体的にはどのように活用されていくのか。その辺、ちょっとお伺いしたいなと思まして。

○志子田委員長 扇谷秘書広報課長。

○扇谷市民総務部秘書広報課長 ただいま、シティプロモーション、今回のロゴマークの活用方法などについてのご質疑でございました。

今現在、シティプロモーション、今後ですけれども、これまで従来行政が行っておりました広報活動でありますとか、観光プロモーションにとどまることなく、今回、作成するロゴマークにおきましては、塩竈市の魅力を表現するシンボルとしまして認知していただくために、市民の皆様には、まずはインナープロモーションといたしまして、郷土に対する愛着でありますとか、市の誇り、シビックプライドなどを醸成してまいりたいというふうにも考えてございます。

また、市以外に発信するアウトプロモーションにおきましては、塩竈市のイメージアップ

に寄与する目的であれば、地元企業の方々にも積極的に、販売を目的とする商品でありますとか、イベントなどにも活用いただきまして、塩竈市のブランドを高めていく取組、それを行政、市民、そして民間の3者間におきましても積極的に取り組んでいけるよう、プロモーションしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ちょっと……、すみません。大体のことは分かりましたので、今まで、結構毎年、学生が青山学院大学から、塩竈の魅力というのを発信してきまして、ユーチューブなんかで上げたわけなんですけれども。そういったもの、多少なりとも中に入れていただきまして、こういうプロモーションというのを、シティープロモーションというのも活用できるようなものを作っていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひします。

じゃあ、次、行きます。

次、第49号の49ページのライフイベント記念事業、これ、ちょっとお伺ひしますけれども、やはりこの49ページにも書いてありますけれども、お子様の誕生に記念すべきことはそれぞれに行うわけですが、出生時に来ていただいて、記念の証書フォルダーを贈呈するというところで、本当にすばらしい取組だと私も思ひます。

そこで、お子さんが一緒に撮影すると思うんですけれども、今現在、下のちょうど前の玄関のところの右のところですかね、ガラス張りのところなんですけれども、そこで撮影されて、写真を撮っている方もちょっと見かけたことがございまして、ちょっとあそこでは何かさみしいなと思うんですけれども、その辺のいろいろ計画は立てていると思うんですけれども、どこか部屋とか、そういうところで撮影なんかできて、記念になるものができたらなと思うんですけれども、その辺なんかは考えておられないでしょうか。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 フォトスタジオの場所ということでございましてけれども、現在、正面玄関に置いているということで、夜間も電気をつけさせていただいております。それで、市民の皆様も、その明かりがついているところで安心してもらったり、あるいは、今後ここで撮りたいなというふうな、そういうふうな思ひをお見せしているというところでございまして、なるべく目立つようなところで設置しまして、これからのちょっと活用というのを

図っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ、多分記念になるわけでございますけれども、あそこに行って写真を子供と一緒に撮るということは本当にすばらしい、届け時ですね。ただ、届出から何日か過ぎて、子供が大きくなって、写真を撮るといふ方も中には多分いると思うんですけれども、そういった場所も本当に整備させていただければ、本当に出生の記念になるんじゃないかなと。また、これは、あくまでも市制施行80周年の記念行事として多分行われると思うんですけれども、これは全て今後も多分継続していかれるのかなと思いますので、ぜひともそういう場所も検討させていただきまして、中身も、内容もさせていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次、議案第49号の50ページでございますけれども、今回、コミュニティ助成の事業なんですけれども、これは、いつもこの報告、報告案件として毎回多分出てきていると思います。これは、全国的にやっているコミュニティ助成事業だと思うんですけれども、今回、決定事項が報告されているわけでありましてけれども、この一般コミュニティ助成の地域の決定というんですか、そういった決定までの経緯というのは、どのようにされてこういう決定事項になっていくのか。皆さんの町内会に告知されているのか。そういったものがどのように決定されているのかをちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 一般コミュニティ助成事業の決定までの経過でございますけれども、一般コミュニティ助成事業につきましては、年度当初に、3月、4月にですね、町内会に事業をご紹介します。また、7月号の広報しおがまへ掲載し、周知を図っております。

実際の手続については、9月上旬までに申請をいただきまして、その中身を町内会の方と協議させていただいて、申請書を一緒に作成させていただきまして、また、10月に県からのヒアリングを受け、県を通しまして自治総合センターに提出というのをしております。

申請書の作成につきましては、町内会ときめ細やかに協力、連携しながら、提出を図っているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

町内会では、もう本当に高齢者になって、畳から椅子席にするというのも多分多くなっていると思うんですけども、それで、予算というものが出てくるわけですけども、そういった手助けもやはり一部だけじゃなくて、やはり本当にこういう得意なところ、申請が得意なところ、得意でないところも多分あるかなと思いますので、ぜひとも行政がお手伝いをしていただければなと思います。ぜひそういった形で、このコミュニティ助成事業が皆さんに伝わるような形で行っていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。多分、金額にしたら、もう100万円単位で動いておりますので、多分欲しいなという方も町内会ではあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第49号、73ページでございます。

今後、小中学校の大型の掲示板と、テレビ、モニターですね、がありますけれども、これちょっと1点だけ。今回59校が未整備だったということでございますけれども、これは、前回、モニターの設置にはこれ入らなかったのか。この理由について、ちょっとお伺ひしたいんですけれども。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 大型提示装置の設置、前回というと多分G I G Aスクール構想の整備の関係かと思いますが、G I G Aスクール構想については、高速無線LAN、校内のネットワーク整備と、あと、児童生徒用のi P a dの整備の事業となっておりまして、そちらのG I G Aスクールの整備と。

今回、ちょっと中ほどに書かせていただいています教育のI C T化に向けた環境整備5か年計画というのは、ちょっと一部は重複するんですが、若干違っている部分ありまして、今回については、前回のG I G Aスクール構想とはまた別の部分で、文部科学省の基準に基づく大型提示装置を今回整備させていただくというような中身になっております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。そこまで書いていただければ分かりやすいと思うんですけどもね、ちょっと分かりづらいなという形でありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これ、この間の新聞にも書いてありましたけれども、大阪のですね、やはり読売新聞にも書いてありまして、多分読まれたと思うんですけども、このG I G Aスクール構想で、初め

て多分大阪でスタートしたと思うんですけれども、なかなかスムーズにいかなかったという部分がありました。そういった意味で、本当に先生方がしっかりこのG I G Aスクール構想に取り組めるような環境を整備していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次が、すみません、何件かありますけれども、議案第49号、74ページでございますけれども、塩竈市の第二小学校の壁画アートプロジェクトについてですけれども、今回市制施行80周年記念として第二小学校の外壁に、今回説明がありましたけれども、児童とアーティスト、また、高校生ですか、の合同の壁画を完成させるということなんですけれども、この第二小学校1校だけになったこの理由というのは、何かございますでしょうか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回、第二小学校を対象とさせていただいた理由でございますが、第二小学校の管理教室、特別教室棟ございますが、これ築年数39年で、また、大規模改修を行っていない校舎となっております。老朽化も進んでおりまして、また、昇降口が南側と北側、2か所あるんですが、今回の壁画等の対象となる北側昇降口は、先ほどのとおり囲まれておりまして、市内の小中学校で、あと、中学校では、玉川中学校は若干北側向きの昇降口があるんですが、北側の昇降口というのはこの第二小学校さんが主でございます。そうしたことで、第二小学校の児童、500名弱ございますが、この方々が元気に登校できるよう、そして、明るい昇降口にしたい。市制施行80周年として選んでいく上では、第二小学校のこの北側、明るくしていきたいなという趣旨で選んでおります。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

私も過去、小学生時代、中学生時代ですね、卒業するときに壁画、玄関の道路のちょうど横の壁画、私、第三小学校だったんですけれども、壁画にれんがで、皆さんで今年1年の絵画を合同でブロックに貼り付けるというような授業がありました。そういうのも記念行事としてはいいんじゃないかなと思うんですけれども、これは、皆さん、学校が取り組む上で、この市制施行80周年となった場合に、やはり後世に残せるような行事もあるのかなという部分がありますので、そういった部分も検討していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、75ページですけれども、文化芸術活動継続支援事業ですけれども、今回、採択が6件で、

1事業50万円という形でございますけれども、本当に新型コロナの関係で活動が大変な中で、皆さん、今回やっと少しずつ活動が開始されて、皆が元気になればということで、今回このような支援が行われるわけですが。

例えば、これは仙台でやっていたんですけれども、会場費も含めると結構な金額になってしまうというのがありまして、ぜひともこの会場費も助成していただければ、本当に皆さん、かなりイベントなんかも組んでいかれるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そうでないと、なかなか新型コロナの関係で、来るのかな、来ないのかなとなった場合に、やはりこの6件まで芸術活動ができるのかなという部分があるんですけれども、その辺なんかはお考えはございますでしょうか。

○志子田委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 昨年は、同じ事業を行わせていただいたんですが、9事業ということで採択されまして、市民の方に支援をしていただきました。昨年、100万円、50万円、20万円ということで、3つの価格帯で募集をさせていただいたんですが、昨年の利用していただいた方からのご意見を踏まえまして、今年、50万円で6件という形を取らせていただきました。その内容としましては、やはり自由度が高いもので、皆さんに支援の内容を汎用性の高い支援をしていただくということで組み立てさせていただきましたので、その中で、委員からいただきました会場費ですとか、そういったところも支援をさせていただければと考えております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ぜひとも、本当にこういうイベントを組むというのは大変なことで、やはりお金のかかることだと思うんですけれども、塩竈のために多分やられると思いますので、その辺も検討していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 ほかにございますか。曾我委員。

○曾我委員 私からは、議案第44号について、お伺ひしたいと思います。

総括質疑もあったので、あまりるるは言いませんが、ただ、市民にとっても大事なことだというふうに考えますので、ちょっと深めたいなと思っています。

それで、これは、国のほうが行政手続オンライン化法が通って、これのために、市町村、自

治体もそれに合わせて整備しなきゃならないということでの今回の条例だということになるんだと思います。

それで、この条例改正、例えば、対比で書かれているのが、資料No.9の1ページから7ページまで対比しているわけですが、一般的に市民が、この条例によって何がどう変わるんだということをよく分かっていないと駄目なんではないかと私は思うわけですね。それで、例えば、改正案を見ますと、第1条、5段目、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図りというふうにあります、これが現行のところと違うのが、関係者となっているんですよ。この関係者というのは、どういうことなのか。一般市民ではないと。関係者の利便性の向上というのは、どういう意味を指すのかということなんですよ。

○志子田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 まず、法律の目的の一部をちょっと拝読させていただきますと、今回の国で出しております、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法というのがございます。この中の目的、第1条の中に、国、地方団体、民間事業者、国民、その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されますよという表現がございます。ここで言っているその関係者というのは、今、お話しいたしましたように、今回のいわゆるデジタル行政手続法というのは、様々なところとリンクしていくということになります。したがって、今、お話ししました国、地方公共団体だけではなくて、民間事業者、国民、この場合は市民、その他の関係者、いわゆる企業、民間企業というものも全て含めて、関係者というような表現にさせていただいているというところでございます。

以上です。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、第3条のところへ行きますと、今現在は塩竈市の情報というのは、例えば、私からしますと、塩竈市に転居してきましたと、市民の窓口に住民票を届けたりとか、あるいは、国保に入りますよとか、あと、税金の関係は税金とかと、こうやっていくわけだけでも。例えば、今は塩竈市は、そういうふうにして市民から出された申請手続を受けて、それをちゃんと打ち込まれていくわけですが、それは、電子情報処理組織の中でずっとこう処理されているんだと思いますね、多分。例えば、介護保険であろうと、保育所に申し込んだものも含めて、庁内のそういう電子の中で処理されていると思うんですが、これが今

回の法律によって、先ほど荒井部長さんが話したように、それが市内の情報データだけではなくて、一般に、社会、組織、会社も含めて、それらが全部自由に利用できるような状況になるということなんですか。

○志子田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 自由ということではないんですけども、これは、安全な情報機関というんですかね、そういうものを通したその情報連携、個人情報だったりするものをやり取りするということの地方公共団体間であつたりとかということのお話であるというふうに。（「安全だというのは、何をもって安全だ……」の声あり）

○志子田委員長 ちょっと待って。もう1人。

荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 今のお話というのは、いわゆる個人情報、いわゆるプライバシーでありますとか、大事なその情報というものが全て民間に行くとか、そういう話では全くございません。大事な個人情報というのは、今、国でも、いずれその法律の改正によって、今、個人情報三法というものがいろいろ議論をされておまして、いずれそういったものが整理されていくという中で、個人情報をきちんと守られていく。守られた上で、こういったデジタルの通信を活用した利便性を上げていくというのが基本的な考えでありますので、個人情報全てが流れるとか、そういう問題では全くありません。そこは、お間違いのないようにいただければというふうに思います。

以上です。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 これからその国がね、きちんとしたその情報についての安全な取組がされていくものだろうというふうには言っているんだけど、ただ、今、言っているのは、新聞を見ても、マイナンバーと例えば、運転免許証だとか、様々なことを結びつけることも国は考えているというようなことも言っているわけだけでも、本当に安全安心なのかというのは、私たちは確認できないわけですね。今は信頼して、全部、手続は塩竈市の窓口に来てやっているわけだけでも、これが全国、もうどこでも誰でもが、怪しい人は見られないんだとは言えうけれども。

しかし、そういうふうなことになってきますと、やっぱりヨーロッパとか、ほかの諸国は、個人情報保護についてはきちんとルール化されて、厳しくなっているんだけど、今の日



本の進め方というのは、そうではなくて、後追いでこうやっていくと。最初に、まずデジタル化推進法がありきだというふうなことで進められていくんじゃないかというふうに思っているんですよ。

しからば、塩竈市の個人番号カード、一体どこまで進んでいるのか、現在ね。マイナポイント何とかといろいろ一生懸命やってきたようだけれども、実際そういうものはどこまで進んでいるのでしょうかね。

○志子田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 普及率ということでよろしいですか。（「ええ、ここに例えば…」の声あり）

○志子田委員長 ちょっと。答弁どうぞ。高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 普及率、すみません。

5月31日時点のマイナンバーカードの普及率は、現在32%となっておりまして、国で5月1日現在での普及率が30%ということで、ほぼ国と同じ普及率程度ということでございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 約32%、国の水準と同じぐらいだと。それで、先ほど菅原委員も言ったように、個人番号カードがなかなか思うように、国のほうからいけば、あまり進んでいないのかなというふうに思わざるを得ないんだけど、こういうことは、どのように具体化して進めようと考えているのか。これ、国は、来年度まで全部進めるんだという話をしているんだけど、行政はどんなふうに考えているんですか。

○志子田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 先ほど財政課長からもご説明がありましたように、まず、国の手順書というのが夏頃、8月頃になるんじゃないかと言われてはいますが、手順書がこちらに示されるということです。私たちも、そういった手順書をまずしっかりと内容を丁寧に見たいなというところもございます。それによって、国がこれからどういうふうに、自治体向けにですね、いろんなデジタル化に向けたいろんな作業とか、そういう作業工程とか、そういったものが示されますので、私たちもそういったものをしっかりと見極めていくということが必要かと思えます。

その中で、今、法律ありきというようなお話がありましたけれども、私たちは、そういうまず捉え方ではなくて、まず、国がしっかりとこういう法律の整備でありますとか、そうい

ったこれからのデジタル化の手順書とか示すという考えを示しておりますので、自治体ではそういったものをきちんと整理した上で、できれば、この辺の近隣の市町村と一緒に、同じようなこの進捗の度合いでもって進められれば、なおいいのかなというふうに考えております。

いずれにしましても、国の動きというものをきちんと見極めさせていただいた上で、できるだけほかの市町村に後れを取らない。むしろ逆に、こういった便益を早く市民の皆様を提供できるような、そういったシステムの体制、体制の構築もしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 私の中で混乱しているのか。この行政手続が市民にとって利便性をもたらすものだというふうに言っているわけだけれども、片方で、マイナンバーカードも進んでいない中で、スマホということもありましたけれども、そういったことが整わなくても、市民サービスには影響がないような取組を進めるということでもいいのかしら。

○志子田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 もちろん市民サービスに影響あるようなことは絶対やってはならないというふうな、そういう心構えで物事を進めたいというふうには思います。

ただ、やはりこういったデジタル化というふうな時代の趨勢といいますか、社会情勢というものは、しっかりやっぱり捉まえていく必要も当然あるんだと思います。そういう中で、先ほどもご説明しましたように、国から示される内容をしっかりとこれを私たちも確認させていただいて、市民の方にいわゆる便益が及ぶような、利便性が向上できるような施策を、きちんと時期を捉まえて実施していくというものが必要なというふうにまず考えております。

以上です。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 一步譲ってね、国が進めることに対して、市町村がそれに対応した行政の手続やら、そのシステムなんかも構築しなきゃならないんだということは、一步譲って分かるわけですが、やっぱり市民にとってどうなんだと、安全安心なのかと。そこまで、さっき言った高齢者も含めて、ちゃんとそういったサービスが十分、格差がないようなことが十分整えられるんだろうかと、今の現在の段階でね。そういったことを踏まえますと、今回の条例は、やっ

ぱりこれから国から示すということもありますし、行政として一步譲ってこの条例は整備しなきゃならないということは理解するものの、私たちは、やっぱり懸念もたくさんあるというふうには言わざるを得ないということで、この第44号については、もう少し深い検討が必要ではないかということだけ申し上げておきたいと思います。

○志子田委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）いいの。

ほかにご発言はございませんか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

じゃあ、私からも大きく9点、ちょっと長いんですけども、質疑させていただきたいと思っています。資料は、全て資料No.9の資料を使いたいと思います。

まず初めに、47ページです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてのところ。一つ一つの事業については、それぞれの課があると思いますので話はしないんですけども、今回、交付額、全額使い切るという形になっております。私、これまでも対症療法じゃなくて、もう少し先を見た事業はやらないのかという話はさせていただいていたんですけども、今回の内容を見ても、やはり対症療法に終始してしまっているところがあるかなと、あとは市制施行80周年の関連事業はあるんですが、というところが印象として受けております。

その中で、お伺いしたいんですけども、塩竈市として、この新型コロナがまたもしかして再燃した場合、もしくは新たなウイルスでまたパンデミックが起きる。同様のリスクを考えたときに、今回のコロナ禍を経て、どのような対策を取っているのか。その部分、交付金として使う必要はないよというのものもあるかもしれないんですけども、どういうふうに経験して対策を取っているのか、まずお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 新たな脅威というものに関して、やはりなかなか見通しが見つからないケースもあると思いますので、まずは、現在のその新型コロナウイルス感染症の拡大をどうやって抑えていくか、再発させないかというための、そういった衛生管理上の、感染拡大の防止がまず大事だということの予算も計上させていただいたと。

それから、一方では、こういった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も考えましたときには、当然ながら、お子様から、それから高齢者の方まで、幅広い市民の方がいらっしゃいますから、そういった方々に満遍なくそのサービスが享受できるようなサ

ービスとはどういうものかを追求したまらず予算としたもの。

それから、もう一つ、今回の考え方の中では、切れ目のない対応が必要だと。特に、本市内の経済環境は非常に厳しい状態にあるという認識もございますので、そういったところを切れ目のないように、時期をずつつなげられるような、そういった事業を今回計上させていただきまして、特に、商品券でありますとかは、年末年始に向けた商戦に向けた中身と。通常ですと、6月定例会ではなくて、普通、9月でありますとか、そういう時期に上げるものですが、準備を十分にしっかりするという期間を設けるためにも、今回、早々とその6月に計上させていただくというふうなちょっと工夫をさせていただいた、そういう予算にしてございます。

以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと若干かみ合わないんですけども、今、新型コロナ、それぞれ、そのときの時々で対応していくということは、もちろんいいとは思いますが、例えば、一例挙げさせていただくと、新型コロナウイルス感染症が拡大してしまったと。そのときに、市内の公共施設、一般の方々の利用は、大きく制限されてしまったところってあったと思うんです。あとは、子育て施設でも全然利用ができなくなって、親御さんたちも苦労されたと。高齢者の方々も、例えば、介護予防体操ができなくなったり、外出禁止もありましたからね。禁止というか、外出制限もあったので。

ということで、そういう新型コロナがじゃあ再燃した場合ということも、今、想定としては、一つ考えにあるかとは思いますが、そういうときに、また同じようなことをやってしまうんじゃないのかと。そういうところに対する対応というのも、本来であればこの交付金の中に、交付金事業とするか一般事業にするか分からないんですけども、盛り込んでおかないと、毎回、その後のアフターフォローだけに終始してしまうようになってしまうとは思いますが、そのあたりは、もし対応されているのであればちょっと教えてほしいなど。BCPではないですけどもね。そういうものは、考えておかないといけないのかなとは思いますが、被害を最小限にとどめるために。そこら辺、もし何か対応されているのであれば教えていただきたいなと思います。

○志子田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 本市においては、これまでも、残念ながら感染されてしまったという事業者、あるいは、本市の保育所等でもそういった発生がしてしまっているという現状を十分に認識しております。そういう中では、いち早くやはり衛生管理のため、あるいは、除菌のための様々な消毒関係の薬品とか。あるいは、その発生した場合に応じたガイドライン、そういったものを各セクションにおいてつくっておいて、いざ発生したときにはすぐ対応できるような、そういったもう体制は整えていると、まず状況にあるかと思っています。

その中での今回のお話になりますけれども、今、一方では、ワクチン接種もどんどん進んでいると。そういった状況にもらみながら、次のステップも同時に考えていかなければいけないというのが今回のご提案させていた補正の中身でありますので、まずは、現状は拡大させないということを、これまでの経験上、生かしたマニュアル、ガイドライン、そういったもので十分に対応しながら、次のステップに行くような形を今回ご提案をさせていただいているというふうな内容でございます。

以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。同じような危機が来たときに、同じように住民の方に苦勞させてしまうということがないようにだけ、よろしく願いいたします。

次のページです。48ページ、シティプロモーションロゴマーク事業についてです。こちら、総括質疑から含めて、多くの議員さん、委員さんからお話があったと思うんですけれども、私からは簡単に二、三点お伺いします。

概要のところ、豊かな地域資源を誇る本市の魅力を市内外に広くPRというのが一番目的としてついているわけなんですけれども、このロゴマークをつけることで、例えば、民間事業者の方の商品とか、もしくは、市で出している何かの広報物であったり出版物であるもの。そういうものは、どういう付加価値がつくんですか。

○志子田委員長 扇谷秘書広報課長。

○扇谷市民総務部秘書広報課長 付加価値につきましてのご質疑でございました。

現在、本市におきましても、ロゴマークにおきましては、平成20年度に作成いたしましたロゴマークが実はございます。そちらにつきましても、市の地場産品について、PRするという趣旨で作成しているというところがございますが、今回におきましては、これまでの先人の方々の取り組んでまいりました塩竈市の地域の特性でありますとか、そういったようなと

ころを今回市制施行80周年というところで記念をいたしまして、20年後の100周年に向かってつなげていくような、そういったようなところで、市全体で取り組む事業について、こう関連づけて行っていくロゴマークというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 付加価値、どっちかという、つけてもらうほうになるのかなとは思いますが、今後の事業で。こういうロゴマークは、総括質疑で阿部議員もおっしゃっていましたが、大手の企業が一生懸命お金にするね、事業とするように、非常に難易度というか、高いレベルのものが求められるものだと思うんですね。特に、行政の冠のつくようなロゴであれば、なおさらです。

まず初めに、こういうロゴマークをどのような付加価値を狙ってつけるのかということを中心に行政の中で考えをしっかりと持っていた上で、選考のときには、ぜひ提案、その提案してきた事業者さんとか業者さんに対して提案、このあなたのロゴマークでじゃあどんな付加価値がこの塩竈市のものにつけられるのかということも、しっかりと評価基準に入れてもらったほうがいいのかなど。じゃないと、何か作りまして終わってしまうような気はするので、ぜひ活用していただけるように、こっちとしても、行政側としてもだし、応募される方としても意識高く持っていただければと思います。こちらは、ちょっと意見とさせていただきます。

次に、隣のページ、49ページ、ライフイベント記念事業（第2弾）です。

私も9月に子供ができるのでちょっと楽しみにはしているんですけども、この事業、非常にいいなと思いつつ、率直に自分が利用したらと考えたときに思ったものとして、記念写真を出生届の写しに印刷して証書フォルダーに収めて、もらったものを持った写真も撮ってほしいなというところは正直思いました。というのは、このせっかくサービスをしてあげたことによって、そのお父さん、お母さんもしくは子供が、その後、それをどう使うかということまで考えてサービスは提供してあげると、じゃあSNSに上げるとか。もしくは、遠隔にいるおじいちゃん、おばあちゃんに見せるとかということを考えてときに、じゃあ、どういふふうにするかと想定して、成果物を渡してあげるというのができたら、よりその方々にとっても有益なものになるのかなど。あとは、証書フォルダーに収めて渡すだけじゃなくて、どこからかダウンロードできるようにしてあげるといふのも、一番は使いやすさとしてはい

いのかなと思いますので、こちらはちょっとご意見になってしまうんですけども、ぜひユーザーの方々がそれをどう活用するかということも含めて、事業を組み立てていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

質疑は、50ページでさせていただきます。

コミュニティ助成事業です。年度初めと、あと、広報7月号でPRしていますということなんですけれども、年度初めに各町内会とか自治会さんに封書か何かで案内しているのかもしれないですけども、案内先というのはどこどこになりますかね。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 一般コミュニティ事業については、各町内会の会長に送らせていただいております。町内会によっては副会長とかということもございますけれども、あらかじめ届出をされている町内会にご紹介、164町内会全てに送らせていただいております。

また、地域防災の自主防災会でございますけれども、こちらについても、自主防災会に加入している全ての団体にご案内を送らせていただいているということでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっとお願いなんですけれども、今回、このコミュニティ助成事業の目的が、町内会等によるコミュニティー活動の充実強化ということなので、ぜひ町内会の会長さんとか町内会組織だけではなくて、地域を活動範囲として活動されている団体さんは、ほかにもたくさんあると思うんですよね。それこそ昔だと、何たら父ちゃんの会とかでもいいですし、あとは子供食堂でもそうですし。今、町内会も高齢化で苦しんでいて、なかなかそこを解決策が生み出せずに苦勞をしているというのもあるので、様々な団体さんに町内というこの限定的なエリアで活動してもらうきっかけというのを、うまくこういうのも併せてつくっていただけたら、町内を維持するための集団を形成するということでは非常に有益になるのかなと思いますので、塩竈市、協働推進室に登録されている団体さんだけで、もう100ぐらいありますよね。全部が該当するとは思わないんですけども、ぜひその町内会とか地域という限定的なエリアにおいて活動できそうな団体さんには、積極的にお声がけするとか。そういうことで、うまくその地域のコミュニティーというのを醸成する、担い手もどんどん育成してほしいというふうに思いますので、広くコミュニティ助成事業の広報をお願いしたいと

思います。

次です。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 広く周知ということでございます。コミュニティ助成事業そのものの自体が補助要綱に基づくものでございまして、対象が町内会とか地域に根差すものというふうなことで、ちょっと限定されているような状況にもなっておりますので、ちょっと内容の部分について、もう一度ちょっと確認させていただきながら、補助要綱上の対象者というところを確認し、広報、周知を努めていきたいと思っております。

また、市民活動の団体につきましては、別な市の独自の事業としまして活動推進事業というのがございますので、そういったものも併せて周知させていただきながら、コミュニティの拡充に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それでは、次に、72ページです。ふるさと食材のところですね。学校給食ふるさと食材支援事業について、伺います。

ちょっと確認だったんですけども、今回この事業ということで、かまぼこ等のお土産用水産練り製品を活用したメニューの提供をするということなんですけれども、今回の事業を行わなければ、地元の小中学生は、地元の食材に触れる機会というのはいないんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回の事業じゃないと触れる機会がないかということですが、早採りワカメの講話会ですとか、昨年度は、和牛肉の宮城県産なんですけど、そういったような事業を行ってございまして、その事業に応じて地域食材に触れる機会。また、あと、一般的には、ふるさと給食というのを月に、すみません、数回やっております、これを通じて子供たちは地域食材に触れる機会は当然ございますが、今回市制施行80周年ということで、ちょっと、お土産品のような日頃、こうおいしいというかですね、そういったものをこう提供したいな。そんな中で、特に地域の主たる産業である水産加工業の食材を深く知っていただければというふうに考えているところでございます。

○志子田委員長 土見委員。



○土見委員 ありがとうございます。安心、安心しましたというか、今回は、地域の事業者さんたちの応援というのもあろうかと思うので、いいかと思うんですけれども。どうしても印象として持ってしまうのが、なかなか、例えば、練り製品もそうですけれども、地元の人が食べる機会というのは大分減ってきてしまっているのがあって、その中で、こう地域食材というもの、地域食材というものなあとというのはあるので、やっぱり地元の人が一番食べて初めて地域食材だと思うので、日頃から地域食材に触れる機会というのはぜひ増やしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

次に、お隣の73ページです。

小中学校大型提示装置整備事業についてなんですけれども、59台の整備で1,170万円ということだと、大体1台20万円ですね。この脚の部分も、スタンドも含めて20万円という、ほぼ単純なというか、単なるディスプレイしか買えないのかなというふうに考えております。59インチ以上ということなんです、黒板よりちょっと小さいもので、単なるディスプレイというのでどうしても、タブレットが皆さんに配備された後の状況の中で、どういう使い方をするんだろうというところが難しくなってくるのかなと思うんですけれども、実際、どういう使用を想定して導入するものですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 使用の仕方ですけれども、コロナ禍において、オンライン授業ということでございますので、こちら、昨年度、杉の入小学校でパイロット的にオンライン配信を行ったんですが、その中で、やはり子供たちと双方向性を維持していく上では、ちっちゃいこのノートパソコンの画面では子供たちの顔がよく見えないということございまして、大型提示装置を使って、既存のものですが、そちらを使って確認しながらやることで、子供たちの表情をよく見ることができたということございます。なので、こちらをオンライン授業と。

あと、ソーシャルディスタンスということで、さらにソーシャルディスタンスを取らなきゃいけないような危機的な状況が起きたときは、ちょっと別な教室で授業をやったりすることも考えられますので、そのときに、先生の姿をこう黒板の隣に映して、リアルタイムにそれを実感していただくということございます。

あと、もちろん通常の授業においては、やはりみんなiPadはあるんですが、先生のiPadでお見せして、みんなの注目を集めるために必要なケースもございます。そういったと

きにはこの大型提示装置を使って、見ていただくという形の使い方も想定しているところでございます。

以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今、お伺いした使用ケースだとすると、例えば、プロジェクターとスクリーンとかをそろえたほうが大分安く、かつ大画面でできるのかなんていう印象も受けてしまったんですけども、もちろん先生の顔を映してというんだったら、こっちのほうがいいかなとは思いますが。これから、こういう機器、今、ICTを学校でも入れたばかりで、これから試行錯誤されていくかとは思いますが、値段もかかるものなので一概には言えないんですけども、例えば、こういうディスプレイをもうちょっと大型化するか、タッチパネル機能をつけるか、通信機能をつけるか。そういうことをしていかないと、単なるディスプレイだけだと、今後、進んでいく活用方法の中ですぐに使えなくなってしまう。用途が限定されて、もう少しこんな機能欲しいななんていうことが出てきてしまう可能性はあると思うので、もう少し先まで使用ケースというのを想定した上で導入って進められたらいいと思うんですけども、そのあたりどうお考えですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 プロジェクターとスクリーンがいいのではないかとということで、各学校、今、プロジェクターも整備されているところもでございます。昨年度行いました情報教育担当者会議では、各学校の先生方が集まってですね、大型提示装置はどういったものがいいかというような議論をさせていただいた経過でございます。その中で、プロジェクター、もちろん大きく映したりできるんですが、どうしてもプロジェクターをつけるためのこの間隔を取らなきゃいけないのと、あと、日光が入ってきた場合に、そのスクリーンがどうしても輝度というんですかね、輝度が低いとどうしてもちょっと見づらいケースもあるので、先進地などを視察させていただいて、大型モニターのほうがベターなのではないかということで、今回選ばせていただいております。

委員おっしゃるとおり、電子黒板という意味で、タッチパネルとか、そういった機能が充実したものと、もちろん今後に向けて非常に使いやすいものかとは思いますが、まずは、電子黒板1台で、モニターが例えば、3台、4台買えるような場合に、そうすると、先生方、

1個をみんなで共有するより、各教室に1つずつ大型提示装置あったほうが使いやすいということも考慮しまして、今回は大型モニターで整備させていただいたところでございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。大型モニターもタッチパネル対応もそうですけれども、値段の高いものであって、なかなか整備する機会はないと思うので、よく今後も検討を含めてお願いいたします。

次に参ります。

次がお隣の74ページです。第二小学校のアートプロジェクトに関してなんですけれども、ちょっと先ほど、もしかして聞き漏らしたかもしれないんですが、制作過程において、児童は何名ほど関わる予定ですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 あくまで本補正予算をお認めいただいた上でということで、第二小学校さんと、あと塩釜高校さんと、こういったものができたらいいよねというお話をさせていただいている中では、第二小学校さんは、やはりこういったデザインをやっていくに当たっては、ちょっと高学年の方が対象になるのではないかと。ちょっと具体の人数、申し訳ございません、ちょっと申し上げられないんですが、あと、塩釜高校さんは、美術部の関係する方、あと、こういった芸術活動に興味のある方ということで募集をいただいて、参加していただくというお話でございました。ちょっと具体の人数ではないんですが、そのようなことで考えております。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。とてもいい事業だと思うので、ぜひ多くの児童さんに、あとは、各高校の方々に触れてもらえるきっかけになったら、触れてもらえたらいいのかなと思う、制作過程も含めて、その後も含めて活用できる機会があったらいいのかなと思っておりますので、お伺いしたところです。

あとは、菅原委員からもお話があったと思うんですけれども、せっかくこういうことをやるのであれば、市制施行80周年というのを一つのスタート地点にしながら、例えば、毎年6年生が必ず取り組むとか、そういう動きにしていくと、これの恩恵にあずかれる人が一部の人のだけにはならなくなるのかなと思います。地域によっては、例えば、防潮堤に各卒業生が制作として、こうね、パネルを貼り付けていくようなところもあろうかと思っておりますので、防潮

堤とは言わないので、広いスペースにうまくそういうことをやっていく。その起点がここになるというふうなことであれば、より効果が尾を引くような事業になるのかなと思うので、ぜひ今後のこともご検討をいただいた上で、事業をつくっていただきたいなと。

あと、気になったんですけれども、第二小学校は、まだ改修していないんですよね。大規模改修はしていないとなると、ここで壁画を作ったときに、改修のときにどうするんだろうというのがあるかと思うんですけれども、そのあたりはどう検討されているんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 2点ございました。今後に向けての活用、こういった芸術活動ということでございます。おっしゃるとおり、今回市制施行80周年を記念に行う事業でございます。新しい取組という形に近いものでございますので、どのような最終的に形になっていくかというのは、これから子供たちと一緒に作り上げていくものでございまして、今後に向けては、その内容、経過等踏まえて、検討していきたいと思っております。

あと、もう1点は、こちら絵を描いた部分、大規模改修のときはどのようなのかということでございますが、こちらの絵については大切に生かしながら、今回ちょっと検討しておりますのは、昨年度、小規模防災機能強化でクラック等の入っております壁面を補修しまして、きれいに補修しました。せっかく、その部分をそのままにしてはもったいないなという思いもございまして、そういったクラック等のない壁面に基本的には描いていく方向で考えておりましたので、そういった意味では、今後にも残していけるものではないかというふうに考えております。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっとお昼過ぎちゃったんですけれども、あと2間だけなので、お願いします。

次、隣の75ページです。

文化芸術活動継続支援事業について、こちら、ちょっと事業要件のところを確認だったんですけれども、オンラインで実施される事業であることとか、オンライン配信がとか、広く市民に周知することとかであると、意外とこちら辺だけでも大分お金がかかってしまうのかなというふうに思っているんですけれども。先ほど、コロナ対応のところもあったんですけれども、例えばですよ、市の施設をもうオンライン配信ができる設備を整えてあげるとか、ネット環境を整備してあげるとか。そういうことをやったほうがいいのかなんていうのは思

ったりもするんですが、このオンライン配信とか、広く周知というものをどこら辺まで厳しく見るのかというところをちょっとお伺いしたいなと。事業50万円だと、下手したら、ここら辺、真面目にやってしまったら、もうほぼほぼここだけでお金が尽きてしまう可能性はあると思うので、どこまで要件として厳密にやっていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、今、ご質疑のありました要件として、オンライン配信をどの程度厳密にというお話がありました。本年度は、昨年もオンライン配信していただいた事業があったんですけども、そちらのほうがやはり多くの方々に見ていただけているということも踏まえまして、今年、オンライン配信を条件とさせていただきます。

また、予防接種を行われている中ですが、やはり集まるということに対して不安をお持ちの方もいらっしゃるということで、少しでも安全な方法でというふうに考えておりますが、やはりこちらの件に関しては、金額というところもありますし、オンライン配信がやはり苦手な世代の方ということもありますので、オンライン環境ができて、こちらでも、市でも、そちらのオンライン配信についての支援、ユーチューブですとかお金のかからない方法、または市でできるだけオンライン配信に対しての支援ができるような体制、整えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

あと、この要件の一番最後で、市制施行80周年の節目にふさわしいものであること。ちょっとイメージが付きづらい部分が、確かに市制施行80周年なので、そこに付けるのはいいと思うんですけども、どういうふうに捉えたらいいのか。これが逆に、新型コロナウイルスからのリカバーという部分の目的の妨げになってしまう、制約になってしまうのは、ちょっと困るのかなと思うんですが、ここはある程度緩くというか、大きく捉えてというふうな認識でよろしいんですかね。

○志子田委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、要件の一つとさせていただきます、市制施行80周年の節目の年にふさわしい事業ということでございます。市

のこれまでの歴史を継承するような塩竈にふさわしい事業で、文化芸術を継承できたらというふうに考えておりますが、そちらの要件に関しては大きく捉えて、こちらの基準として考えさせていただきたいと思います。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。芸術活動も様々あるので、広く、そうすれば、最終的には地域を応援することになると思いますので、よろしくをお願いします。

あと、要望なんですけれども、住民の方々に、こういう事業の交付要綱として、こういうふうにとたくさん並べるのはいいんですけれども、何となくコロナ禍で、住民の方々、利用者の方々にばかりこう制約、条件を厳しくしているような印象を受けます。なので、施設としても、先ほど言ったように、オンライン配信のシステムを整えとか、コロナ禍でも利用できるような、極力利用不可にならないような体制を整えとか。何とか行政としてもできることはたくさんあると思いますので、ここだけじゃないんですけれども、意識して環境整備というのをしていただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

最後です。あなたの夢応援プロジェクト、隣の76ページです。

まず初めにお伺いしたいのが、何組ぐらいこの100万円でその夢を実現するということをしようと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 あなたの夢応援プロジェクト、何組ぐらいというようなご質問をいただきました。

予算をお認めいただきましたらということになりますが、これから教育部の若手プロジェクトチームの中でこの仕組みを考えていきたいと思います。広く夢の内容につきましても対象として、未就学児から二十歳までという形で、どのような夢が出てくるかということもございまして、その大きさ、予算規模につきまして、その組数、予算規模に合わせてというふうに考えておりますので、今のところ組数につきましては、これからということになります。よろしくをお願いします。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この100万円で、5組になるのか10組になるのかちょっと分からないですけれども、かつ、夢というのも、未就学児とかなら本当のかわいい夢だと思うんですが、20歳未満という、そこそこの大きさの夢を抱く方も出てくると思うんですね。

その中で、予算が足りないとなってしまっていて、本当に小さくまとまってしまうたらかわいそうなので、ぜひお願いしたいところとしては、今回の事業でその夢実現というところにちやくまとめてしまうのではなくて、例えば、この事業を通して、クラウドファンディングのようにですね、お金を集めるのもいいですけども、この事業をぜひ、こういう人がこういう夢を抱いているんだよというのも広く皆さんに周知することで、例えば、知識とか人脈とか、そういうものをこの夢を持った方々が獲得できて、この今回でいえば、事業費100万円をきっかけに、もっと大きなステージにその人たちの夢実現のために羽ばたけるようなきっかけというものをこの事業でつくる、そういうことにしていただけたら、一番趣旨としてはもっと羽ばたけるのかなと思うので、よろしくをお願いします。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。ありがとうございました。

○志子田委員長 ほかに。鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ、短時間で二、三質疑させていただきます。

資料No.9の72ページ、学校給食ふるさと食材支援事業について、まずお聞きをいたします。

ここで各学校3回ということで、少ないなというふうに思うわけですが、国の予算で、予算も決まっているので、仕方ないのかなというふうに思います。

概要のところ、学校給食納入業者の支援という項目も入っているわけですが、通常の学校給食の仕入れをね、地元の業者を何%ぐらい使っているのか、金額的にね。分かる範囲で結構ですけども、ここで地元の人をどんどん使っているのであれば、目的は常に果たしているんだというふうに思うわけですが、何%ぐらい使われているのか教えていただきたいと。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 細かい数字なくて大変恐縮なんですけど、4割弱は地元発注率として発注しているところでございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。できればもっと、半分以上ぐらいに増やしてほしいなというふうに思います。

それから、77ページ、ふれあいエスプの天井等の補修についてですけども、これ、4月29日の暴風雨でやられたということですが、これを見て、私としては、常に点検とか計画を立てて、何年ごと上のシートは交換とか、例えばの話ですよ。そういうメンテナンス計画、メンテナンス、それから点検等はどのようなふうにやられていたのか。普通であればちゃんとや

る、やるというか、計画性を立ててやっているとは思いますが、これは計画性を立ててやっていて漏れたというか、ないしは、この暴風雨がかなり強烈でやられたのか。その辺、どういうふうに取りられているのかをちょっと教えてください。

○志子田委員長 鈴木生涯学習課長。

○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 ご質疑いただきましたふれあいエスプの天井のメンテナンスについてでございます。

ふれあいエスプのメンテナンスにつきましては、シート防水という形の防水方法を取っておりまして、こちら15年程度の耐用年数となっております。今現在、エスプ、23年たっておりまして、徐々にこちらについても要望はしていきつつ、優先順位の高いところがもう少しありまして、すぐに直さなければいけないというところから順にやっていってということで、今回はこのような形になりました。

点検につきましては、職員が上のほうに登りまして、常に行わせていただいております。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 耐用年数が15年で、もう23年経過しているということですがけれども、普通は何かを直す場合、前もって直したほうが経費的に安く上がるんですよ。それを事故があつて、このというふうになると、経費がやっぱりかさむことは絶対そうなんですね。ですから、やはりきちんと計画性を立てて、メンテナンスをしていただきたいなというふうに思います。

次に、78ページです。

小中学校新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業で、各学校にですね。机の上に、このイメージ図を見ると、もうこれ三方にこう覆っているんですね。前と横とね、横2か所と。そうすると、ここで説明の事業の内容で、1人1枚で合計3,539枚というふうになっているんですがけれども、これ「枚」ではなくて「組」、何組ではないのかなと思ったりするんですがけれども、こういうイメージ図のとおり、こういった形を作るんですか。それとも、前にただ単に置くだけなんですか。この枚数ではなくて、組じゃないかと私は考えるんですが、いかがなんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらのものは、実は1枚物のペット樹脂製のものになっておりまして、これをこう折り畳んで、折ってですね、このコの字形にしてこうセッティ



ングするので、組ではなくて、枚ということ表現させていただいております。これは一つのものでございますが、それをゴムバンドでこう押さえて、立てるといような作りになっております。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 なるほど。じゃあ、これ、べたっとしたものがこう自由に曲がるというか、セッティングできるんですね。分かりました。

以上です。

○志子田委員長 ほかにご発言ございますか。いいですか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時21分 休憩

---

午後0時21分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第44号について、採決いたします。

議案第44号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号及び第46号、第49号について、採決いたします。

議案第45号及び第46号、第49号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号及び第46号、第49号は、原案のとおり

り可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

午後0時23分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 志子田 吉晃